

社労士過去問題 10 年網羅

<Vol. 1>

◆誤記等訂正表

頁	訂正前	訂正後
57	No. 088 (R03-02B) 解答 ×→○ 根拠条文 平 11. 1. 29 基発 45 号 解説文 (差替え)	<u>令 5. 10. 12 基発 1012 第 2 号</u> <u>設問の事項については、雇入れ直後の就業の場所及び従事すべき業務に加え、就業の場所及び従事すべき業務の変更の範囲を明示しなければならない。</u>
214	No. 344 (R01-07B) 問題文 2 行目 ③磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し～	<u>③使用者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルに記録し～</u>
259	No. 064 (H27-08D) 解答 ○→× 根拠条文 則 604 条 解説文 (差替え)	<u>事務所衛生基準規則 10 条 1 項</u> <u>出題当時 (改正前) は正しい基準であったが、現行では「一般的な事務作業」(改正前の「普通の作業」を含む) の場合は「300 ルクス以上」とされており、付随的な事務作業の場合に 150 ルクス以上とされている。</u>
271	No. 074 (R05-08A) 解説文 4 行目 ～第 1 種圧力容器 (小型圧力容器並びに船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法～	<u>～第 1 種圧力容器 (小型圧力容器並びに船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの、自動車用燃料装置 (圧縮水素、圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする自動車 (道路運送車両法に規定する普通自動車、小型自動車又は軽自動車 (同法に規定する検査対象外軽自動車を除く) であって、同法に規定する運行の用に供するものに限る) の燃料装置のうち同法の技術基準に適合するものをいう) に用いられるもの及び電気事業法～</u>

<Vol. 2>

◆誤記等訂正表

頁	訂正前	訂正後
40 41 43 50 51 52 53	No. 055 (R05-01A)、No. 085 (H30-01A)、 No. 091 (H27-01A) 問題文 平成 23 年 12 月 26 日付け基発 1226 第 1 号 根拠条文 (No. 055～059、No. 085～089、 No. 091～095) <u>平 23. 12. 26 基発 1226 第 1 号</u>	<u>令和 5 年 9 月 1 日付け基発 0901 第 2 号</u>  <u>令 5. 9. 1 基発 0901 第 2 号</u>
266	No. 251 (H28-06A) 問題文 2 行目 開始する日の 1 か月前まで	開始する日の <u>14 日前まで</u>
267	No. 248 (R05-07E) 解説文 2 行目 開始する日の 1 か月前まで	開始する日の <u>14 日前まで</u>
298 299	No. 317 (R02-07A) 問題文 ( <u>追加</u> ) 解説文 ( <u>差替え</u> )	<参考問題> <u>障害者職業能力開発コース助成金は、現 行では廃止されている。</u>
298 299	No. 318 (R02-07B) 問題文 ( <u>追加</u> ) 解説文 ( <u>差替え</u> )	<参考問題> <u>女性活躍加速化コース助成金は、現行で は廃止されている。</u>

<Vol. 3>

◆誤記等訂正表

頁	訂正前	訂正後
303	No. 254 (R03-08B) 根拠条文 令 6 条の <u>3</u>	令 6 条の <u>4</u>

<Vol. 4>

◆誤記等訂正表

頁	訂正前	訂正後
258	No. 101 (H27-06E) 問題文 2 行目 66 万円	80 万円
329	No. 257 (H29-10B) 解説文 1 行目 イギリス・韓国及び中国(署名済未発効 の国としてイタリア)	イギリス・韓国・中国・ <u>イタリア</u>
424	令和 4 年度 D 根拠条文 健保則 1 条の <u>2</u> 第 1 項	健保則 1 条の <u>3</u> 第 1 項
432	問題文 6 行目 ～後期高齢者支援金等並びに介護納付 金の納付～	～後期高齢者支援金等、 <u>介護納付金並び に流行初期医療確保拠出金等</u> の納付～